



意見書案第17号

活断層の疑いのある原発は直ちに停止することを求める意見書

上記、議案書を別紙のとおり提出します

平成24年12月20日

栗東市議会

議長 下田 善一郎 様

提出者 栗東市議会議員 大西 瞬子 (大西)

賛成者 栗東市議会議員 太田 浩美 (太田)

活断層の疑いのある原発は直ちに停止することを求める意見書（案）

原子力規制委員会は、国内で唯一運転している関西電力大飯原発の敷地内にある破砕帯について、破砕帯が地震を引き起こす活断層の可能性もあるが断定はできないとして、時間をかけた検証が必要としています。また、関西電力美浜原発、日本原子力研究開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」、中部電力志賀原発、東北電力東通原発でも現地調査を行う予定としています。

今回の調査で、関西電力大飯原発敷地内の破砕帯が活断層ではないかと指摘されていることから、二つの重大問題があきらかになっています。

ひとつは、原子力規制委員会の調査メンバーの全員が「F-6」と呼ばれる破砕帯について「活断層である可能性を否定できない」ことで一致している点、もう一つは、同規制委員会が発表した重大事故時の放射能拡散予測で、30キロ圏外にも基準を超える100ミリシーベルトの被害が広がることが明らかになったにもかかわらず、これをふまえた事故時の避難計画も、体制もないもとの、運転を続けるのは住民を重大な危険にさらすこととなります。

もともと大飯原発3、4号機が国内の原発で唯一運転されているのは、関電管内での夏場の「電力不足」を理由に、政府が再稼働を認めたためです。しかし、実際には原発を運転しなくても電力は足りていたことが明らかになり、いまや夏場も過ぎ、運転を続ける根拠は失われています。

よって、政府におかれては大飯原発3、4号機の稼働を直ちに停止する措置をとるよう強く求めます。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月21日

栗東市議会議長 下田 善一郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
文部科学大臣